

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和3年度第2回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和3年 9月9日（木）
開催時間	14時31分 開会 ～ 16時01分 閉会
開催場所	南館12階 1205A・B会議室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：宮本高齢福祉課長、関根権利擁護推進係長、 檜山高齢援護係長 福祉管理課：千ヶ崎福祉管理課長 障がい福祉課：日吉障がい援護担当課長 障がい福祉センター：高橋障がい福祉センター所長 西部福祉課：高野西部福祉課長 障がい福祉課：二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長 生活保護指導課：北村適正化推進係長 中央本町地域・保健総合支援課：田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：佐藤福祉事業部長 山本権利擁護センターあだち課長</p>
欠席者	<p>中央本町地域・保健総合支援課：田口中央本町地域・保健総合支援課長 足立区社会福祉協議会：和田地域福祉部長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○宮本高齢福祉課長

全員おそろいになりましたので、ただいまから令和3年度第2回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ、また、緊急事態宣言発令中にもかかわらず、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

審議に先立ちまして、資料を確認いたします。本日、席上に配付した資料でございますが、次の6点になります。まず1点目は、次第でございます。2点目、名簿でございます。3点目は席次表でございます。4点目、議事資料のつづりでございます。5点目は、参考資料のつづりでございます。6点目、個別案件資料のつづりでございます。そして、机上で配付させていただきました集計表が添付されております。

不足している資料がございましたら、事務局がお持ちいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、まず、本日の出席委員数を報告いたします。委員定数4名のところ、出席委員数4名でございますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告いたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。また発言の際には、最初にお名前を述べてから発言をお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、八杖会長にお願いをいたします。

○八杖会長

皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしく申し上げます。

最初に、本日の議事録の署名人を指名させていただきたいと思っております。本日の議事録署名人は、大輪委員と高木委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めたいと思っております。まず議題（1）、令和3年度成年後見制度利用促進事業実施計画および実施状況（7・8月分）について、事務局から御説明をお願いします。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係の関根です。よろしくお願いいたします。

議事資料の2ページ、3ページをお開きください。前回、7月7日に同審査会を行ってから約2か月というところで、7月・8月の囲みの部分を中心に御説明させていただきます。

4回目の緊急事態宣言の発令により、いろいろなイベントや講座などが中止となり、計画どおりにならないところも間々ありますけれども、権利擁護支援に必要なプロセスないしはその実施に関しては、最小限の部分以上のものが出来ているかと思えます。

議事資料を開きまして、4ページ目です。こちらの太く囲んでいる部分が前回から追加した7・8月分のデータでございます。下の審判件数の内訳に移りますと、高齢が22件になりまして、知的障がい案件が4件、精神障がいの案件が0件という形で、若干伸び率が低くなっております。

右側5ページに、考察という形でデータを作成させていただきました。区長申立て件数の推移ですが、前回5年分の提示だったので、二、三年微減しているような形になってしまいましたが、10年ベースで見ますと、若干緩やかな上昇傾向にあると言

えます。

区長申立ての割合を比較するに当たりまして、その下のところになりますけれども、最高裁判所が出している申立人と本人との関係別件数の中で、全国的に首長の割合というのは23.9%と多くなってきています。足立区の区長申立ての割合はどれぐらいかという話になりますと、申立て件数が240件中、区長申立てが65件で、27.08%。東京都全体の首長申立ての割合が27.01%なので、都市部にある傾向との乖離もほぼなく、足立区も御多分に漏れず、25%以上が区長申立ての割合であるということをお報告させていただきます。

前年度同時期との比較になりますが、審査会の検討件数といたしましては、令和3年は、4月から8月までに19件です。昨年は7月に13件、区長申立て審査会の件数があったので、イレギュラーに多いところはあるのですが、最近は少し件数が減っている傾向にあるのかなと思います。

対して、区長申立ての申立日における件数に関しましては、本年度4月に11件申立てをしたというのがありまして、昨年度からの持ち越し分、2月や3月に検討した部分はその辺りに反映される形で、前年ベースより若干微増という形で25件。区長申立ての審判件数に関しましては26件で、先ほどの左のページの左下のところで

令和3年度の4月から8月の審査会の検討件数のうち、高齢は15件、左のページの一番上の表の合計のところですが、15件のうち、世帯内訳は、単身世帯は9件と家族世帯6件で、事由では支援者不在のケースが13件と虐待のケースが2件という

扱いでございました。7、8月に、困難事例検討会、区長申立て等審査会において、区長申立ての検討をして、申立てないしは審判という形になった数字でございます。

次からが、日々業務として、権利擁護センターあだちさんに委託しております法律相談業務ですとか、ケアマネ向けの研修等を行いました。そちらの報告を権利擁護センターあだちの山本課長からお願いいたします。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだちの山本と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、議事資料6ページから11ページまでの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目です。6ページの記載にあります、昨年度より開始しております高齢者・障がい者無料法律相談の7月・8月分の実施結果を、概略を載せさせていただいております。

7月1件、8月2件という形で相談受付をいたしまして、まず7月の、「亡き夫の不動産名義の変更における成年後見制度の利用について」という相談について、概略としては、お子さんが複数いらっしゃるお一人が、知的障がいをお持ちの方、愛の手帳もお持ちの方で、相続をする際に後見人が必要かどうかというような内容の相談でございました。後見人は必要ですねということで、特に売却するような場合についても、障がいの子に後見人が必要になるという御助言、アドバイスをいただいたということになります。

2件目。これは、少し虐待からのケースということであるのですが、同居する母への嫁からの虐待に伴う財産分与や離婚協議といった部分になりますが、これも

本当に、離婚の協議というところが多分相談の主になる内容のものだったので、特にそういった協議を続けながら、まとまらなければ弁護士に相談したり、調停を利用したりするという事も考えられるということのアドバイスがありました。

3件目です。これは独居の高齢者のケースで、不動産業者とリースバック契約を結んだが、そのリースバック契約を結んだ不動産業者に家賃を支払っていくと、収入よりも支出が多くなってしまうということで、生活が困難になる。自宅の買戻しをしたいがどうしたらいいかということで御相談がありました。

相談の概要を弁護士の先生に確認していただいたところ、消費者契約法などによる取消しは難しいと思われるということもあって、弁護士に入ってもらって交渉を続けたほうがいいケースだろうというアドバイスとともに、この3件目については、弁護士の受任調整という形で、担当していただいた弁護士の先生から御紹介をいただくということで、今推移しているところでございます。

7月・8月の無料相談会の結果については以上のとおりとなります。

次に、7ページ目になりますが、今年度のケアマネジャー向けの研修実施結果報告ということで御報告させていただきたいと思っております。

日頃、最前線で高齢者と接する機会の多いケアマネジャーさんに対して、成年後見制度の基本的なところを解説させていただいて、そういった利用者さんがいらっしゃったら、ぜひ相談につなげていただきたいという趣旨の内容で研修を実施しました。

足立区内に存在する300か所の居宅介護支援事業所ですね。ケアマネジャーの事

務所に対して通知を出させていただいて、結果140人ぐらいのお申込みをいただきました。今回は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありまして、講師として弁護士の小杉先生に来ていただいて、お話をいただいたんですが、そのお話ししていただいている様子をビデオで撮影させていただいて、ユーチューブの限定公開という形で動画を配信して、それを視聴して受講にかえさせていただくという内容で実施させていただきました。

動画の配信期間は、明日まで公開期間を設定して配信しておりますが、昨日時点で視聴件数が100件少々で、お申込みされている人数より少ないというところもあるので、1週間程度、この動画の配信期間を少し延長させていただき、併せてアンケートの提出もお願いいたしますということを知りたくて周知して行く予定です。内容については、下に書いてあるとおりとなっております。

次のページ、8ページ、9ページ目に移ります。これは、毎年度実施しております、リーガルサポートさんと共催という形での無料相談会を今年度も実施させていただきます。日時は10月30日、権利擁護センターがあります北千住の千住庁舎で行う予定となっております。

これは、今回提出させていただいているのが、当日の開催の広報用のチラシということで、関係各所に配布して周知を図るとともに、これは9月25日号の「あだち広報」にも同様の記事を掲載して、お申込みを募る予定をしております。

最後、10ページ、11ページ目になりますが、これは、親族のための成年後見制度講座ということで、親族後見人をこれから受任したい、あるいは、もう既に受任していますという方を対象に、後見人の業務

についての説明や、実際にきちんと後見人として活動されている方へのインタビュー、活動報告のようなものも踏まえて、質疑等の時間も含めて実施する予定となっています。こちらは、司法書士の高野先生のほうに講師を御依頼させていただいて実施する予定となっています。実施日時は、令和3年11月29日となっています。

一応今後の直近の予定としては、今御報告した内容となります。以上です。

○八杖会長

では、御報告は以上ということでしょうか。

それでは、議題の(1)番の令和3年度成年後見制度利用促進事業の実施の状況、7月・8月分について御報告をいただきました。今の御報告につきまして、委員の先生方から御質問や御意見などありましたらお願いします。

まず、中止になった事業が多くあったとの御報告がありましたが、この点について何かお聞きしたいことなどございますか。特によろしいですか。

続いては区長申立ての状況についての御説明、御報告がございました。これについて御質問や御意見があったらお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

では、すみません、私から質問をさせていただきます。区長申立ての今年度上半期と比べていいのでしょうか、半年分についての御報告がありまして、昨年度と比べると若干数が減っているけれど、10年ベースで見ると、それなりに増えてきているといったお話がございました。

この区長申立ての件数は、取り扱っている対応からして、適切な数字だと思われているのか、それとも少ないと思われているのか、その点について、もし御意見などが

ありましたら、少しお伺いしたいと思います。まず、自治体からお願いできますか。

○関根権利擁護推進係長

すみません。適切か不適切かということ、今、この場で即座に明言は出来ませんが、区長申立て審査会の前に前裁き会議として困難事例検討会というものを実施しております。そちらに上がってくる前にも、地域のチーム支援のところ、各包括ですとか、権利擁護センターあだちさんですとか、高齢援護係とかで、虐待等について、「チーム」でケース検討をした上で、困難事例として上がってきて、その後、区長申立て審査会にかけるという流れになっています。その流れの中で拾い切れてないとは感じてはいません。したがって、適切か不適切かと言えば、適切な数字かと思えます。

そちらが滞っているなど問題になっているというようには聞いておりませんし、後で社協さんからもお話があるかもしれませんが、相談件数がすごく減っていたり、結びつきに何か支障を来していたりという報告を受けておりませんので、適切かと思われれます。

○八杖会長

ありがとうございます。社協さんはどうですか。

○山本権利擁護センターあだち課長

成年後見制度に関する相談というところで申し上げると、昨年度の緊急事態宣言が1回目に出たときには、大分落ち込んで、上半期は特に落ち込んではいましたが、それ以降は、下半期にかけて従前の件数まで回復してきました。

それに引き続き、今年度4月以降も、相談の件数自体はそんなに減っているという印象はなく、前年同様か、むしろ少し増え

ているような状況となっているところがあります。

ただ、この事例検討会に係る区長申立ての案件件数が、確かに昨年の同時期に比べると、かなり減っているような、数字から見るとそういう状況にはなっているので、具体的な分析というのは恐らく、地域包括支援センターの関わりの仕方なども踏まえて分析をしていく必要があるかと思えます。

成年後見制度の全体的な相談が落ち込んでいるかという、そういった印象はないので、本人申立てであったり、御親族の申立てというものの件数も増えているという印象があったりするところです。

○八杖会長

ありがとうございます。ほかの自治体などを見ていると、現場の声を拾い切れないうような実態があり、現場ではもっと成年後見制度につなぎたいという意識があるけれど、なかなか中核機関や自治体でそれが実現できないということも聞いていますが、今のお話ですと、足立区は今のところそういったことまではないのではないかという、自治体も社協さんもそういった御説明だったということですのでよろしいですかね。

ですから、もしそういう課題があるのであれば、課題が何かということをもう少し分析をしていただいて、それで課題を解消していくような作業が必要になってくるかと思うのですが、今のところ、具体的な分析はあまり進んではいないとのことだったので、明確にこれが課題だと認識できているものは特にないということですのでよろしいのでしょうか。

ちなみに、保健福祉計画で、首長申立ての件数についての目標値を毎年設定されて

いたかと思えますけれど、令和3年度の目標値は何件になったのでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

高齢者保健福祉計画で、目標値を定めることが良いのか悪いのかについては、ここでは議論しませんが、90件ということで今年度の目標を掲げております。

ただ、この区長申立てというのは、先ほども申し上げたとおり、困難事例からつながるケースが多いので、虐待であったり、支援者不在であったり、ある種セーフティーネット的なところの意味合いが強いところがあります。したがって、この数字設定、来年度、高齢者保健福祉計画の中間見直しなどあると思えますけれども、それを考える際にも、今回減っているというのか、本来の適切な数字になってきているのか、ということに関しては考慮する必要があるとは思っております。

そのため、90件には至らないかとは思いますが、虐待などの困難なケースが減っても、足立区の成年後見の利用件数は、23区の人口5位に対して4位というのは、恐らく変わらないと思えますので、利用件数が激減しているということはないと思えます。それを踏まえて区長申立ての件数が逡減しているというのは、ある種、数値を修正していく上でのエビデンスにはなってくるのかなとは私は思っております。

今回、データ化して提示はできませんでしたが、審判請求費用助成の前年同月までの割合ですと、今回4ページの表の下の「合計」という大きな囲みのところの(3)の「審判請求費用助成の決定日ベース」で見ると、本年は9件なんですけれども、昨年度同時期のベースだと1件でした。

報酬費用助成も、今年は21件ですが、

同じベースで見ますと18件でしたので、そういう助成制度の利用、審判請求費用助成ですとか報酬費用助成の件数は上がってきてはいます。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。今までの議論で、委員の先生方から何かコメント等があったらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

この首長申立の件数の目標値はどんどん上がっていくんですね。

○関根権利擁護推進係長

そうですね。3年後には110件になるように設定されています。

それは、自治体としていいのか悪いのかというのは、また改めて考え直す必要があるかと思っております。足立区では計画に目標値というのを載せるので、増えていくのがいいのか悪いのかは別として、目標値という形で、一応遡増するような形での目標設定はされていますので。

○二見障がい施策推進担当係長

すみません。障がい福祉課の二見です。第6期の障がい福祉計画のほうでは、障がいのほうの成年後見人制度の推進ということで、首長申立ては、令和3年度から令和5年度まで毎年10名という目標値を持っております。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。そうすると、障がいのほうは大体一定の人数で、高齢のほうはどんどん広がっていくというふうな今の足立区の考え方になっているということなんですかね。

○関根権利擁護推進係長

当初、高齢化率が高くなってくるに当た

っての、そうすると、必然的に区長申立ても増えていくということで、上方目標みたいな形にしているのかと思います。

○矢頭副会長

いいですか。

○八杖会長

矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長

矢頭です。この精神障がい者の数字がまだ今年度はゼロということなんですが、大体例年、あまりそんなに数字が上がってないのかということと、あと、実は私、別の区で受任調整の会議に出ているんですけども、実は足立区内の精神病院の建て替えに伴う入院者が、別の施設だとか、そういったところに移動しなければいけないという案件が複数出ていて、結構その辺の申立て案件が上がってきているんですけども、そういう意味で、足立区内病院だから足立区に住所がある方が多いとも限らないかもしれませんが、そのあたり、特段影響ないのかどうかについて、お分かりになる範囲でお答えいただければと思います。

○八杖会長

よろしく申し上げます。

○田口精神保健担当係長

中央本町地域・保健総合支援課精神保健係の田口です。お世話になっております。

今のお話ですと、精神病院の医療連携室のワーカーさん等からは、精神保健係をはじめ、保健センターのほうにいろいろな相談を受けさせてもらっているんですけども、特にその建て替え等で困っていて成年後見制度をとという話は、今のところは入っておりません。確かに足立区には、精神科の病床を持つ医療機関が多いので、他区からたくさん入院の方が入ってくるというのはよく聞いておりますので、たまたま区外

の方が何人かいらっしゃったのではないかとと思いますが、そういう御相談があった場合には、保健センターで、成年後見の話が上がった場合には御相談を受けまして、精神保健係にも来ますので、今のところは、そのお話はないですね。

○八杖会長

ほか、ございますか。この議論のみを続けるわけにもいかないのですが、今の議論を聞いていて感じたことは、待っているだけではなくて、しっかりと拾えているかというところをもう少し検討をしてもよろしいのではないかと思ったのが一つですね。

また、自治体で目標値を設定されて、それを目指してやっていこうという計画ですので、今の虐待の案件や困難な案件など、そこがきちんと対応できているということであれば、それ以外のところに首長申立ての範囲を広げて検討していく必要があるということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

よく言われるのは、後でも議論になりますけれども、日本全国で問題となっている区民後見人さんの受任案件がなかなか見つからないということに対して、首長申立てをさらに活用して、区民後見人さんが受任できるような案件についても、首長申立てでやっていったらどうだろうかというような意見が出ることがあります。ですから、今の100件や110件といった目標値を考えていくのであれば、足立区として、その首長申立ての活用や運用をどうしていくのかということをしかり中核機関でも議論していただきたいと思いました。

この議題(1)は、以上のようにまとめさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。

○八杖会長

もしほかに御意見などあれば、せっかくだすからいただきますけれども、いかがですか。よろしいですか。どうぞ。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターで、今、先生がおっしゃったような区民後見人さんに引き継いでいくケースがございます。審判がおきた当初は、まだ少し安定しない状況については、場合によっては法人後見という形で今受任しているケースも何件かありますので、そういった形でお流ししていくケースが数件、今、準備中で動いているところがあります。

具体的に言うと、地域福祉権利擁護事業で利用されていた契約者の方が、在宅が難しくして施設に入居するというタイミングになっているケースが、今、2、3件ありまして、そういったケースについて、来月、法人後見に関する審査会が社協のほうでありますので、その審査会の中で承認をいただければ、法人後見という形で裁判所に申立てをしていく流れとなっています。

そのケースについては、御本人申立てがちょっと難しいような状況なので、区長申立ての審査会に諮りつつ、今、法人後見として受任して、同時に今検討しております法人後見支援員という、区民後見人の後見活動メンバーの方々に御協力いただきながら、ケースに携わっていただいて、いずれリレーしていくというようなルートで、今ケースを動かしているところが幾つかありますので、またその辺も区長申立ての件数にも上がってくるかなと思います。

以上です。

○八杖会長

○八杖会長

せっかくの機会ですから、たくさんの方に来ていただけるといいと思います。

それから、何となく周知ということで、やることに意義があることは間違いないのですが、実施した後に、それをどのように制度に結びつけていくかというところもアンケートの分析や御相談に来られた方のフォローなど、そういったことも少し意識していただくとよろしいのではないかと思います。

では、議題（１）はそんなところでよろしいでしょうか。

では、続きまして議題（２）、「区における成年後見制度利用促進の取組等について」。この点について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係の関根です。

議事資料の14ページをめくっていただきますと、「中核機関と地域連携ネットワーク協議会について」というのがありまして、前回の審査会での中核機関の位置づけや周知などがなされていないのではないかと御指摘をいただきまして、そちらを受けて、今回の報告とさせていただきます。

中核機関は、御存じのとおり、権利擁護支援の地域連携ネットワークの核となるところで、適切なチーム支援を行い、コーディネーターとなる機関で、担う役割としては、①、②、③にあるとおり、司令塔機能、事務局機能、進行管理機能とあります。区と権利擁護センターあだちさんで役割分担をするということで、①と②のほうは足立区が担い、③の部分を権利擁護センターあだちさんのほうが担うという形で、中核機関の名前としては足立区に存して、

区民支援の部分を進捗機関である権利擁護センターあだちさんが行うということです。

もちろん明確にこのように場合分けできるものではありませんので、そのときに生じることによって、情報共有等を図りながら、一体的に運営していくということにしております。

地域連携ネットワーク協議会は、区で要綱を設置しております。正式名が「足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会」とあるのですが、国の基本計画で、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」というのがあるのと、その地域連携ネットワークを構成する「協議会」「チーム」「中核機関」とある中で、少々用語の齟齬があつたりもします。受け取る方によって、「地域連携ネットワーク」と取られたり「協議会」と取られたりと。内部でも、そういう事がありましたので、今一度、整理しまして、「地域連携ネットワークを構成する団体・機能に関すること」とか要綱の文言を見ますと、国基本計画で言うところの「協議会」としての位置づけに近いということで、「足立区地域連携ネットワーク協議会」は、国基本計画でいえば「協議会」としての立ち位置だというふうに認識しており、そのようにリリースもしました。

「地域連携ネットワーク」と言うと、少し用語が入り練りになってしまっていて、どちらを指しているのか不明確な部分がありましたので、「権利擁護支援のネットワーク」、または、単に「ネットワーク」といたしまして、これが、いわゆる国基本計画でいうところの「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の概念として捉えたとしました。

そちらの概念図が、15ページにあります。こちらはホームページにも記載しております。協議会の部分をクローズアップすると、中核機関の事務局であるとか、推進機関の位置づけですとか、今構成しているその関係諸機関のところがその図になっています。こちらは、7月に権利擁護センターあだちさんから地域包括支援センターの連絡会にて御報告いただいたのと、ホームページにもアップしましたし、後ほど説明しますレターなどでも送信させていただきました。

めくっていただきまして、16ページになります。前回の制度審査会でも申し上げたのですが、その協議会を7月21日に開催して、今回、推進機関さんの機能ですとか、他の機関で行っている権利擁護支援の業務というものを、相互に顔合わせして紹介し合っ、目詰まり解消に結びつくような営みをしよう。その中で、広報、啓発事業に力を入れるということで、広報部会というのをやろうかと。

広報部会で、活動した成果として、各団体が記事を寄稿したものを集約して、レターのようなものを、年度末までに発行したり、また活動自体も含めて広報しよう、内外に向けてホームページにアップしたり、関係部署にレターを置いていただいたりというような活動をしようと考えておりました。

そういった提案やイントロデュースをしようかと思ったのですが、先に(7)に移りますが、緊急事態宣言があり、外部を入れた大人数の会議開催というのが困難になりました。書面開催といった選択肢もあったのですが、会長互選などの必要もある関係で、書面開催には少々なじまないということで、10月27日の午前に開催延期と

いう形になっております。

8月に、後ほど説明しますレターをつくり配信しました。こういったものを今後つくっていったり、紹介し合ったりしたらどうですかという、たたき台の意味も込めています。区で作成したものを、これは、しばらくは不定期的にはなると思うのですが、関係機関に配信しまして、そういったところで、広報・啓発のイメージをつくっていただいた上で、広報部会としての成果物ができればいいかと考えております。

17、18、19ページは、その中核機関設置に関してのホームページ掲載の写しでございます。

20ページからは、そのニュースレターとして私が作成して、各関係機関に配信したのになります。23ページまでです。

すみません、24、25ページが、系統が違う話になりますので、まず取組みの一つとしての中核機関と地域連携ネットワークの説明はここまでとさせていただきます。よろしくお願ひします。

〇八杖会長

では、一旦、ここでとめます。今、地域連携ネットワーク協議会や中核機関といった御説明をいただきました。

今までの御説明の中で、皆さんから御意見や御質問をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

まず、「地域連携ネットワーク協議会」と「ネットワーク」の位置づけをしっかりと整理いただいたということで御説明がありました。

それから、1回目の協議会が7月開催だったのが、延期して10月になってしまったとの御報告と、一応創刊0号ということのニュースレターを自治体で作成いただいて、関係者の方に配信されたという御報告

をいただきました。

ですから、前回から特に動きがあったということではないということになりますかね。

○関根権利擁護推進係長

そうです。はい。

○八杖会長

この点について、何かございますか。矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長

矢頭です。まず、中核機関の設置を広報いただいたこと、よかったですと思います。そして、このニュースレターを今後発行していくということは、今後、地道な広報活動、情報提供のツールとして非常に有効ではないかということだと思いますので、何を提供していくかというのは今後の課題になるかと思いますが、その対象に合わせて有意な情報を順次提供していただければと思います。

そして、地域連携ネットワーク協議会について、延期がされていて、事務局としても開催に苦慮されているという御苦勞は私たちが共有するところなんですけれども、変異株等の状況によって長期化することもあると言われてることから、今後は何らかの形でこの協議会が開催されることを検討していく必要があるのではないかと。

例えば、一つはリモート開催というやり方ということ。もう一つは、この審査会は開かれていて協議会を開催しないという、この辺の整合性をどのようにつくると通るのかという問題も含めて整理をしていただく必要もあるのかと思います。恐らく、大人数になるというところが懸念されているところかと思いますが、ある程度人数を絞ったり、代表者を絞ったり、全体会議をネットワークでやり、小さい会議は面

談もしくは希望制でやったりするなど、そういったやり方は今後検討していく必要があるのではないかと思います。これだけ長い間コロナ、ウィズコロナというところの中で、皆さん御苦勞されてやられているので、ここで止めてしまうのではなく、何らかの形で開催されるように御検討いただければ良いと思います。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。何か今の意見について、御説明や御質問等がございましたらお願いしたいと思いますけれども、自治体、社協さんからどうでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

まず、制度審査会を開催して協議会は延期している件につきまして、会議体に優劣をつけるものではないのですが、今回、区民後見人の選考があったのと、条例設置の附属機関という制度審査会の位置づけがあったので、今回の制度審査会については開催する運びになっています。

協議会は、情報交換会的な、要綱設置の会議体で、附属機関ではないということもあるのと、あと一番は、やはり人数です。協議会は参加する人数を入れて、収容定員の50%の数にできなかったというがあるので、やはり見送りという形に今回させていただきました。

会議の客観的、物理的な要因としては、以上になります。よろしくお願いします。

○八杖会長

ほか、ございますか。

○山本権利擁護センターあだち課長

先ほど矢頭先生がおっしゃられたように、オンラインでやるという方法も今後はやはり必要なのかなというようなところがあって、特にオンラインでリアルタイムで

行う際の、実際のツールや機器などが準備できるかどうかというところも課題としてはあると思うのですが、権利擁護センターでも、やはり昨年度から全くできていなかった後見人連絡会などについても、さすがにもう丸々2年やらないのは駄目だろうというところで、取りあえずオンラインで年内に1回、年明け、年度内にもう1回という形で、オンラインで実施する予定を立ててはいるところなので、そういった形で、1回目はまずオンラインでやってみて、その後、人数を絞った形で、例えば広報部会みたいな人数が絞られたものについては対面で行うことができるかどうかというような形でやるというのも一つの方法だとは思いますが、検討できればと思います。

○関根権利擁護推進係長

庁外委員の方だけであれば、リモート対応できますが、こちらの都合で本当に申し訳ないのですけれども、ウェブ会議では庁内委員である管理職や事務局を一同に集める状態になってしまうので、今、そういったデバイス数も環境も、すごく限られたところにしかない状況があります。その辺も整えながら、今後、このウィルスの状況というのは、多分年単位で続いていくのかとは思われますので、やり方というのを工夫していかなければいけないと思っています。

○八杖会長

そうですね。ぜひ新しい時代に応じた工夫をしていただきたいと思います。

私もいろいろなオンライン会議などに参加していますが、意外と議論ができますね。思っていた以上に議論ができることが多いということも感じていますし、日頃あまりお話をいただかない方にもお話しいただけるようなことも多くて、そういった意

味では、オンラインをどのように活用していったらいいのかということをもっと検討してみてもいいのではないかと思います。

それから、すみません、1点質問です。中核機関の広報をホームページでしていただいたということかと思いますが、足立区はリーフレットなどはつくりませんか。「成年後見制度の御相談はこちらへ」といった感じで。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだちで発行している成年後見制度に関する制度概要を載せたパンフレットはございます。

○八杖会長

そちらは改定しないのでしょうか。

○山本権利擁護センターあだち課長

改定もしたいと考えているところです。

○八杖会長

やはり、区民の方からすると、窓口が統一されたことが分かりやすくなりますし、それを使ってどんどん広報していただくのがいいと思うので。

○山本権利擁護センターあだち課長

今存在しているものについては、かなり昔につくられたものを増刷しているところで、被後見人の選挙権の法改正があったこととかも、上からシールを張って修正している状態なので、ちょっとそれは新しく早急にしていくとともに、今のパンフレットの中身、内容というのが、申し立てする人、あるいは関係機関向けの内容になっているので、これから後見人がつく御本人向けの内容のもの、例えばルビを振ったりとか平仮名表記をしたりとかと、そういった形の内容のパンフレットも別に必要なのかなというふうなことは、ちょっと内部で考えていて、そういったものも広報部会の中

で少し、特に知的とか精神の障がいをお持ちの方の読みやすさというのはどんなものかというようなものは、それぞれの相談支援機関の方々がいろいろなお知恵を持っていらっしゃると思いますので、そういったところでお知恵をいただきながら、そういった本人向けのリーフレットのようなものもつくれたらいいとは今考えているところです。

○八杖会長

意思決定支援の問題なども、ここ数年で一気に皆さんが知るところとなったということもありますので、ぜひ改定をしていただきたいと思いますし、そのためには、広報部会を動かさないと、なかなか前に進まないということになるでしょうから、先ほどのお話にもありましたが、できるだけ動くような形で、御検討いただければと思います。

○大輪委員

よろしいでしょうか。

○八杖会長

大輪委員、お願いします。

○大輪委員

御参考になるかどうかは分かりませんが、ネットワークのイメージ図ができた中で、実際にそれぞれの専門職としてどのような団体がそこに参加しているのかという、その具体的な紹介を、専門職団体の紹介や、このネットワークに直接参加している具体的な団体の紹介などがあると、地域の方には、こういうところの方がこのネットワークの中に参加しているのかなというようにイメージが付きやすくなるかと思えます。

例えば、ぱあとなあ東京も、先ほど東京社会福祉士会とぱあとなあ東京との関係はどうなのかというような御質問がありまし

たが、そういったことも含めて、少し紹介というような記事があると、連携ネットワークのイメージがつかみやすくなるのではないかと感じます。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。早速レターなどに、そういったことも取り入れていきたいと思いました。ありがとうございます。

○八杖会長

ニュースレターに。

○関根権利擁護推進係長

ニュースレターなどでもいいのかと思います。

○八杖会長

ほかの自治体でもやはり、「専門職って何をやっているの？」ということをよく知らない方々も多く、専門職はこういった業務をしていますとか、あるいは、専門職で後見人になっているのはこういう方で、このように選ばれていますといったことを情報提供すると、「ああ、そうなんですね。全然知りませんでした」というような反響が結構あります。

ですから、そこは地域に参加している専門職団体も、もっと自分たちの情報を提供していくという、そういう意識を持ってこのネットワークに参加していただくと、よりよい効果が生まれるのではないかなと思います。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。

○八杖会長

はい、お願いします。

○高野西部福祉課長

西部福祉課です。あまり内部で知らないということも、私自身よくないのかなと思いますが、今、八杖会長からお話があったように、待っているだけではなくて、こち

らから言っていく、攻めていくという形もあって、今回、事務局の関根さんが頑張っていたいただいて、このニュースレター創刊というのを出してもらってますよね。権利擁護センター、支援を必要とする区民がこれから増えていくということで、これも今回0号として、パイロット版ということで発行されていますけれども、これは、定期的にどのサイクルで出していったって、こういう語彙の説明とか会の内容とか非常に参考になるものなんですけれども、どういったところに配布されたり、ネットで調べると出てくるとか、区民がどの程度こういった情報がキャッチできるような形になるのか、内部で本当は知らなければいけないんでしょうけれども、少し教えていただけますでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

今回のレターに関しては、いずれ広報部会を動かすに当たって、何も無いところから発生的にするのもいかなものだろうというところがありまして、たたき台みたいなものです。今回出したものはこの協議会を構成している団体宛に配信したものでございます。

○高野西部福祉課長

団体に配付される。

○関根権利擁護推進係長

はい。団体の代表者で名簿があるのですけれども、そちらの方々に、例えば消費者センターとか地域包括支援センターとか、金融機関、医師会ですとか、障がいの施設の担当者の方とかのリストに全員配信させていただいたので、すみません、定期刊行するというスキームに今はなっていません。ないので、今回は本当にたたき台みたいな形で、ちょっと取り急ぎ創刊という形でさせていただきます。この体裁でいい

のかどうかもまだ議論の余地があると思うのですが、取りあえず今は、最低限、協議会を構成している内外の団体に、ないしは人に対してリリースしたものでございます。

○高野西部福祉課長

今、消費者センターというお話もありましたけれども、その団体に対して、5団体、6団体あったかと思えますけれども、それプラス、全体では何件ぐらいで、またこれは、定期的にどういうタイミングで発行していこうという、そんな予定があるんでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

漠然と考えているのですが、月1回出せればいいかなと。

○高野西部福祉課長

月に1回って、大変な作業だと思いますけれどもね。

○関根権利擁護推進係長

そうですね。出せばいいかなという個人の願望ですが。

今回、完全に個人プレーでやってしまいました。こういうのがあって、皆さんがこれによって、何かこう盛り上がり、「うちの紹介をしてほしい」など、先ほどあった専門職団体さんのようなリアクションがあればいいかなという一助として出したものです。そういうわけで、今のところ、定期的に何月何日刊行しますというものではないです。

○高野西部福祉課長

定期的な刊行ではないんですね。

○関根権利擁護推進係長

はい。

○高野西部福祉課長

こういうものがあると、とてもいいと思ったので、少し話をさせてもらいました。

お疲れさまです。単調な文と書いてありますが、読んでいて分かりやすいと思いました。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。

○八杖会長

やはり、これから立ち上げられる広報部会で、そういった誰に向けて届けるのか、どれくらいの頻度で出すのかということも御検討いただければと思います。

また、ほかの自治体でもこういったニューズレターを出しているところは幾つも出てきていますから、主にどのような活用をしているのか、少しリサーチしていただくのが良いかと思います。ただ、月1回発行というのは大変なことになりそうな気がしますが。

○関根権利擁護推進係長

すみません、訂正いたします。月1回は、過剰に言ってしまいました。あくまで不定期です。謹んで訂正します。

○八杖会長

これをつくるのが目的のようになっていけなと思いますので、いろいろ情報収集をしつつ、どちらかの段階で少しずつ出していいただければいいと思います。

○関根権利擁護推進係長

今補足していただいたとおり、いきなり広報部会をやっても、プロセスが分からないと、先ほども言いましたが「地域連携ネットワーク」と「協議会」を混同したり、そもそも知らなかったりしている中で、いきなり「地域連携ネットワーク協議会」という権利擁護支援の営みをやりますよ、と言っても、混乱を招くだけだと思いました。例えば、専門職三士会の方々であれば、ある程度整理ができていると思うのですけれども、新たに参加される金融機関さ

んですとか障がい関係のところだと、全く分からないところから始めるのも困惑するだけなので、一応整理の意味として、こういう情報を小出しにというか、順序立てて提供することによって、スムーズに動けばいいかなという形で出したところですよ。

○高野西部福祉課長

必要な人に必要な情報が発信できるような形でやっていっていただくということで、今後よろしくをお願いします。

○八杖会長

よろしいですかね。すみません、時間の関係もございまして、今までの説明については以上とさせていただきたいと思えます。

それで、出席委員の先生方の時間の関係がございまして、もし先にできるのであれば、個別案件を先にさせていただき、個別案件が終わってから、もう一度、時間が許す委員の皆さんから、議題（2）の残りのところの御意見を伺うということに変更させていただきたいと思うんですが、事務局いかがでしょうか。可能でしょうか。

○関根権利擁護推進係長

はい、大丈夫です。

○八杖会長

よろしいですか。そうしましたら、大変申し訳ございませんが、先に個別案件をさせていただきまますので、傍聴人の方は御退室いただいて、個別案件が終わりましたら、もしお残りであれば、お声がけをしていただいて、また傍聴可能だということだけお伝えいただけますでしょうか。すみません。

（傍聴人退室）

（議題3の質疑は非公開）

○八杖会長

では、16時に終了することを目標にして、残り15分間、議題(2)の続きにしたいと思いますので、エンディングノートの件、御説明をお願いします。

○関根権利擁護推進係長

成年後見制度審査会になじむかなじまな
いか、定かではないのですけれども、成年
後見制度利用促進の中には、必ず老い支度
ですとか意思決定というのが出てくるとい
う中で、高齢福祉課としても、エンディ
ングノートというものが所管事務にありま
す。エンディングノートの改定を、今、作
業としてやっと方向性が定まったぐらいの
ところなので、先ほどみたいなレターなど
ができていないものではないのですけれ
ども、区長へのコンセプトの説明も終わ
って、最終的には、25ページの下にある
とおり、成年後見をはじめとした、権利擁
護支援に結びつくようなツールにできれば
いいかなと考えています。現行のエンディ
ングノートが、平成27年に発行した「老
い支度読本」という、老い支度に関するこ
と、健康の話ですとか、備えの話ですと
か、住まいの話ですとか、全般について編
纂した冊子の中の巻末に、「人生のことの
部分」というのがあって、そちらを抜き出
して再編さんして、「エンディングノー
ト」と銘打ったものが、今現行配布してい
るものでございます。

当時つくられたものなので、例えばメー
ルアドレスやSNS、ネット証券とかは書
くところがなかったり、市販のエンディ
ングノートを見ると書いてあるような欄がな
かったりするので、時代に少し乖離してき
ているのではないかと、ということは方々か
ら指摘があります。さらに地域包括ケアビ
ジョンに基づく事業の中で、「エンディン

グノートの活用促進による終活の啓発」と
いうのが銘打たれておりまして、従来、
「老い支度教室」などでエンディングノー
トの配布はしてはしておりましたが、そこら
からさらに介護予防教室などでもエンディ
ングノートを配布して、老いを迎えるための終
活の啓発などのきっかけづくりを、一段階進
んで行っています。そのような取り組みもあ
り、エンディングノートの配布のオーダー
も活発になっております。

見直しをはじめている中で、区として
は、昨今話題になっている「人生会議」な
ど、そういったところにも利用できて、さ
らに我々がやっているような、この成年後
見利用制度の促進をはじめとした権利擁護
支援というところに結びつけるような時代
に沿ったものというのはどういうものなの
だろうということで、専門委員の方に、最
近のトレンドですとか、こういう項目があ
ると、周囲なり本人の意思を確認する一助
になる、というものがあれば教えていただ
きたいと思った次第でございます。

○八杖会長

ありがとうございます。この審査会との
関係という点で、いま一つマッチしている
のかというところはありますが、確かに老
い支度の内容としては、任意後見が入って
いたり、成年後見制度への連携というよう
なこともテーマになっていたり、親亡き後
の問題などもありますので、この場で少し
御意見をいただきたいということでした。

現在のエンディングノートが、参考資料
として配付をいただいているものです。

○関根権利擁護推進係長

4ページまでが現行の、区で配布してい
ますエンディングノートで、5ページ以降
は、東京都のACPノートの書き込み編の
ほうになっています。

○八杖会長

今のトレンドがどのような内容であるのかということ、また、ほかの自治体ではどうしているかといったことについて情報提供があればお願いしたいとのことですが、大輪委員、何かございますか。

○大輪委員

しっかりと拝見してなくて何とも申し上げづらいのですが、先ほど言いましたように、ネットバンキングなどいろいろな形で、通帳がない預金というのがごく当たり前になっている中で、やはりそういったことをきちんと残せるページというのが必要になってくるだろうというのは常に感じています。

○八杖会長

エンディングノートなので、自分が将来亡くなることを見据えて、何を準備していったらいいかというのが趣旨かと思えます。

そうすると、幾つかの制度を踏まえて、その知識を持って書いていければ一番いいのですが、今、大輪委員からもお話があったように、財産が多様化しているから、その財産をどうしていったらいいのかということも、成年後見制度も含めて財産管理の問題として一つ大きいテーマになるかと思えます。

それから、今日配布もしていただきましたように、事前指示書やACP、人生会議など、自分や家族に何かがあったときのためにどうしたいか。コロナで多くの方が突然入院して、人工呼吸器などを付け、自分でも分からないうちに亡くなってしまおうというようなことも増えてきている中、やはり自分はどうしたいかということエンディングノートのようなものに記しておくということは重要だということも一つのテ

マですね。

これからの人生、財産の管理をどうしようとか、事前指示をどうしようとか、あとは住まいの問題も結構言われますよね。自宅ですっと最後まで生活をしたいのか。もし施設だったら、こういうところを希望するとか、いろいろなお考えがあると思いますから、それをしっかり記しておく。住まいも含めた日常生活をどうしていきたくかということも項目に入れていくということがあるのだと思います。

今3点ぐらい申し上げましたけれども、そういった生前のことを、まずどうするか、それがエンディングノートに書いたほうがいいのではないかと世の中で言われていることとか、あとは実際には、やはり亡くなったときの死後事務の話を書いていることが多いですね。葬儀をどうしようとか、どこに埋葬してほしいとか、自分の宗教はこうだからこうしてほしいとか、いろいろな御希望があると思いますから、それについてもエンディングノートは広く記載をしているようなことがあります。

それとすみません、先ほど生前のことで抜かしてしまいましたけど、自分にとって心配な家族、親亡き後の問題なども大きいテーマで、どのような希望を持っているかということエンディングノートでしっかり書いていこうというような動きもありますね。病気の配偶者であったり、障がいのあるお子さんであったり、そういったことを決めていこうと。

最後は財産の承継の問題で、遺言の話になりますけれど、それをエンディングノートに書いても遺言にはならないと思うのですが、対象・テーマとしては一応入ってくるといった感じかと思えます。

ほかの自治体で、空き家問題などを入れ

ているところも最近多いですね。空き家になってしまうと、それをどうしたらいいのかということを決めていこうと。

それで、この審査会との関係でいくと、結局、足立区における成年後見制度の利用促進を、対象者をどこまで広げていこうかという議論と少し関係してくるようになると思います。判断能力を失ってしまったりとか低下してしまったり、今困っている方というのを中心に今まで検討してきたと思うのですが、それをもう少し広げて、将来そういった問題に関わる人たちまでも対象にしていこうかということですね。この点を少し足立区として議論していただく必要があるかと思います。

そういった将来のところまで成年後見の利用促進に入れていこうということになるのであれば、やはりこのエンディングノートをどうするのかということも、中核機関なども関わって、利用促進の観点なども含めて検討していくということになるのではないかと。

そのため、今日はまだそんな議論はできないかと思いますが、足立区の新しい一つのテーマとして、そういった方々も含めて考えるかどうかというところを検討されたらどうかと思います。

ほかの自治体でも、やはり同じような発想で、含めて検討しているところと別に検討しようというところと2つに分かれているように思います。理想的には含めて検討していけるほうがいいような気もしますが、現在は独自の計画もつくられていなくて、何年後にどうなっていくみたいなことがしっかり検討されていない状況だと思うので、今何でもかんでも入れてしまうと、結構難しく大変だという気もします。しっかり計画をつくっていく中で、今

のようなことを御検討されたらどうかと思っております。

一応、私が知っていることはお伝えしましたけれども、大輪委員、何か補足があれば。

○大輪委員

補足は特にありませんが、基本的にエンディングノートを書く中で、自分のこれからを考えるという意味では持っているカードの整理などをしながら、書く中でつたえていくという、ある意味、指示書であっていいなというようにも思います。また、せっかく見直すのであれば、新しい動向などもふまえて、例えば意思決定支援が成年後見制度の中心になりますよというようなことなどもしっかり書いていただくということ。さらに、自筆証書遺言書は、自筆証書遺言書保管制度によって運用が変わったので、皆さんも書いてみましょうというような働きかけができるものであってほしいと思います。自分のこれからについて、何か方向性が見えてくるようなものになってほしいと思います。

○八杖会長

今は、障がいのあるお子さんをお持ちのお父さん、お母さんは、家族信託というものにも大変関心を持って、研究を進めていらっしゃるというので、家族信託などもテーマに入ってくるかもしれませんね。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。

○八杖会長

議事録にしなくてもいいので、ざっくばらんに何か意見交換などできればと思いますけど、いかがですか。

やはり、老い支度系も権利擁護支援の中に入れていったほうがいいですかね。どうですか。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターで、もう始まって大分たつのですが、社協独自でやっている「高齢者あんしん生活支援事業」という事業を実施しており、古い支度に備えてということで、こちらの3ページに書いてあるような中身を全て御自身でお決めいただいた上で、社協が保証人の機能を担っていくという内容の事業をやっているんですけども、やはり自分が死に向かっていくという言い方は変ですけども、亡くなったときにどうするかとか、病院に入院したときにどのような意向をあらかじめ持つておくかということを考えるというのは、本人にとって結構時間かかるし、なかなか決め切れなくて、契約の準備だけで、半年、1年とかけて、ようやくこの事業を利用されるという方もいらっしゃると思うので、やはり、まだこういった部分を真剣に、こういった事柄と向き合っていくという感覚が、まだ全然広がってないのかなというのは、相談を受けながら感じるところがあります。やはりこういったもので、もう少し分かりやすく身近に向き合えるようなツールがあると、その辺もスムーズに考えられるような世の中になっていくのかなと思いますので、いいものができるといいと思います。

○八杖会長

そうですね。やはりツールをつくるのであれば、その次に、つくったツールを実現できるお手伝いができるような、そういった整備も必要なのではないかと思います。

今、社協さんの事業があるけれど、希望する人があまりに多くなってしまおうとやっていけないということになっていくでしょうし、そうしますと、専門職との連携で同じことができないかとかいうような考えを

検討することになるでしょうし、やはり何かツールだけつくるとのことだと、「じゃあ、これ、どうしたらいいの？」ということが、次に区民から問われるような気もして、そういった点も配慮できればいいのではないかと思います。

それから、やはりそのツールに乗っかってくる事業者さんたちも多くいるので、そこがいいところなのか悪いところなのかというところ、それも併せて知ってもらわなければいけないということを考えると、ツールの周知の仕方、単に「ツールができたので使ってください」というだけではなくて、やはり「一緒に勉強していきましょう」というような研修や勉強会をセットにしていくなど、何かそういったことも必要になってくるかと思います。

○大輪委員

別の権利擁護センターの会議では、身元保証のサービスを民間事業者がどんどん立ち上げているということで、身元保証とこのエンディングノートがセットになって宣伝されているようです。それなので、やはり先生がおっしゃるとおり、使い方や一緒に学習するなどの機会の提供というのがとても大事になってくるように思います。

○八杖会長

そうしますと、それなりの検討、どのようにエンディングノートを事業として実施していくのかということ深く考えていただきたいと思いますので、無理矢理完成させるのではなくて、しっかりと検討できるというのではないかと思います。

○関根権利擁護推進係長

しっかりと検討していきたいと思います。

○八杖会長

ワーキングなどをつくってやってもいいかもしれないですね。

○関根権利擁護推進係長

了解しました。ありがとうございます。

○八杖会長

皆さんから何か御質問とか御意見があったらと思いますけれど。よろしいですか。

では、議事としては以上かと思しますので、事務局から次回の日程について御説明をお願いします。

○関根権利擁護推進係長

大きな議題の2になります。次回の日程につきまして決定いたしましたので、御報告させていただきます。第3回が、本年12月15日、水曜日、午前10時からで、場所は足立区役所8階の災害対策本部室（特別会議室）になります。

第4回が、年明けまして、令和4年2月24日、木曜日の午前10時からになります。こちらも同じく8階の災害対策本部室でございます。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日も延長してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

議事録につきましては、事務局に作成いただきまして、各委員への確認をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、審査会を終了させていただきます。本日もありがとうございます。

(閉 会)